

開催期日 令和8年1月15日

開催場所 中島村役場 2階会議室

## 中島村農業委員会議事録

中島村農業委員会

## 中島村農業委員会議事録

### 1. 会議開散会の日時及び場所

開 会 令和8年1月15日 午後1時30分  
閉 会 令和8年1月15日 午後2時00分  
場 所 中島村役場 2階会議室

### 2. 会議に提出した議案

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する  
～第2号 処分について  
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する  
処分について  
議案第4号 現況確認証明申請に対する処分について  
議案第5号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）  
に対する意見の決定について

### 3. 会議を組織する者及び委員の出欠状況

定員12名中・出席者12名・欠席者0名

### 4. 会議に参加した者

中島村農業委員会事務局長 野 木 重 徳

### 5. 会議書記

中島村農業委員会主任主事 松 本 美 和

### 6. 開 会

事務局長

事務局長をして、令和8年第1回の農業委員会総会を開催する旨を宣した。

会長（あいさつ）

皆さん事務局からもありましたが今年もよろしくお願ひいたします。年明けで大変お忙しい中ですが総会に出席いただき誠にありがとうございます。ブロッコリーも2月から始まり今後さらに忙しくなると思いますが皆さん頑張って農作業に取り組んでいただきたいと思います。今日の総会は議案第1号から第5号までありますので慎重審議よろしくお願ひしたいと思います。

事務局長

農業委員及び推進委員全員出席を報告し、中島村農業委員会会議規則第4条により、会長が議長となり、議事録署名人の選出より議事の進行を行う旨を宣した。

議 長

議事録署名人の選出について、4番小針一男農業委員、5番吉田定雄農業委員を指名した。

議 長

議事に入る旨を宣し、議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について上程し、事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について議案書に従い朗読説明した。

議 長

議案第1号受付番号第1号について、確認担当委員に報告を求めた。

3番天倉健推進委員

議案第1号受付番号第1号につきまして、1月12日に設定人・●●●●さん、被設定人・●●●●さんに直接お会いして確認したところ、申請内容のとおりに間違いございませんでした。また、現地についても同日に確認いたしましたが問題はなく、被設定人は認定農業者であるため、耕作についても問題はないと思われます。以上、報告終わります。

議 長

引き続き農業委員からも報告を求めた。

3番長田信夫農業委員

議案第1号受付番号第1号につきまして、只天倉推進委員より報告があった内容については間違いございません。

また、天倉推進委員と同様、現地についても1月12日に確認いたしました問題はなく、被設定人は認定農業者であるため、耕作についても問題はないと思われます。以上、報告終わります。

議 長

確認担当委員より報告があったが、質問等ないか諮ったところ。

—— 異議なしの声多数 ——

議 長

異議なしの声多数であるため採決する旨を宣し、本案件について異議ないか諮ったところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議 長

異議ないものと認め、議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議 長

続いて、議案第2号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について上程し、事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第2号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について議案書に従い朗読説明した。

議長

議案第2号受付番号第2号について、確認担当委員に報告を求めた。

2番加藤貴裕推進委員

議案第2号受付番号第2号につきまして、1月7日に譲渡人・●●●●さん、譲受人・●●●●さんの申請代理の行政書士・●●●●さんに直接お会いして確認したところ、申請内容のとおり間違いございませんでした。また、現地についても同日に確認し、周辺の農地に影響は無いものと思われま。以上、報告終わります。

議長

引き続き農業委員からも報告を求めた。

2番芳賀敏行農業委員

議案第2号受付番号第2号につきまして、只今加藤推進委員より報告があった内容については間違いございません。

また、加藤推進委員と同様、現地についても1月7日に確認し、周辺の農地に影響は無いものと思われま。以上、報告終わります。

議長

確認担当委員より報告があったが、質問等ないか諮ったところ。

—— 異議なしの声多数 ——

議長

異議なしの声多数であるため採決する旨を宣し、本案件について異議ないか諮ったところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議長

異議ないものと認め、議案第2号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議長

続いて、議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について上程し、事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について議案書に従い朗読説明した。

議 長

議案第3号受付番号第1号について、確認担当委員に報告を求めた。

2番加藤貴裕推進委員

議案第3号受付番号第1号につきまして、1月15日に譲渡人・●●●●さんの子である●●●●さん、譲受人・●●●●さんに直接お会いして確認したところ、申請内容のとおり間違いございませんでした。また、現地についても同日に確認し、周辺の農地に影響は無いものと思われます。以上、報告終わります。

議 長

引き続き農業委員からも報告を求めた。

2番芳賀敏行農業委員

議案第3号受付番号第1号につきまして、只今加藤推進委員より報告があった内容については間違いございません。

また、加藤推進委員と同様、現地についても1月15日に確認し、周辺の農地に影響は無いものと思われます。以上、報告終わります。

議 長

確認担当委員より報告があったが、質問等ないか諮ったところ。

—— 異議なしの声多数 ——

議 長

異議なしの声多数であるため採決する旨を宣し、本案件について異議ないか諮ったところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議 長

異議ないものと認め、議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議 長

続いて、議案第4号現況確認証明申請に対する処分について上程し、事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第4号現況確認証明申請に対する処分について議案書に従い朗読説明した。

議 長

議案第4号受付番号第1号について、確認担当委員に報告を求めた。

2 番加藤貴裕推進委員

議案第4号受付番号第1号につきまして、本日12時40分に申請人・●●●●さんの子である●●●●さん、芳賀委員、長田委員、私を含めた農業委員・推進委員3名、および事務局の立ち合いで現地確認を行いました。申請地の現況につきましては、農地の様相は無く、宅地として利用されている状態でした。説明によると、昭和50年代に申請人の弟が農地法上の許可が必要と知らず住宅を建築し、現在は申請人の子が居住しているそうです。非農地化してから長期間経過しており、農地への復元が困難であることから現地確認の結果、非農地であると判断しましたことをご報告いたします。以上、報告終わります。

議 長

引き続き農業委員からも報告を求めた。

2 番芳賀敏行農業委員

議案第4号受付番号第1号につきまして、只今加藤推進委員より報告があった内容については間違いございません。

また、現地調査に私も同行し、直接現地を見てまいりましたが、加藤推進委員と同様、非農地化してから長期間が経過しており、農地への復元も困難であるため、非農地であると判断いたしましたことをご報告いたします。

議 長

確認担当委員より報告があったが、質問等ないか諮ったところ。

—— 異議なしの声多数 ——

議 長

異議なしの声多数であるため採決する旨を宣し、本案件について異議ないか諮ったところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議 長

異議ないものと認め、議案第4号現況確認証明申請に対する処分については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議 長

続いて、議案第5号農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見の決定について上程し、事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第5号農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見の決定について議案書に従い朗読説明した。

議 長

議案第5号について、確認担当委員に報告を求めた。

2 番加藤貴裕推進委員

議案第5号令和7年度2月公告分の1件目および2件目につきまして、1月7日に貸し手・●●●●さん、●●●●さん、借り手・●●●●さんに直接お会いして確認したところ、申請内容のとおり間違いございませんでした。また、現地についても同日に確認いたしましたが無問題で、県農業振興公社を通じての貸し借りであり、また、借り手は認定農業者であるため耕作についても問題ないと思われまふ。以上、報告終わります。

議 長

引き続き農業委員からも報告を求めた。

2 番芳賀敏行農業委員

議案第5号令和7年度2月公告分の1件目および2件目につきまして、只今加藤推進委員より報告があつた内容については間違いございません。

また、加藤推進委員と同様、現地についても1月7日に確認いたしましたが無問題で、県農業振興公社を通じての貸し借りであり、また、借り手は認定農業者であるため耕作についても問題ないと思われまふ。以上、報告終わります。

議 長

確認担当委員より報告があつたが、質問等ないか諮つたところ。

—— 異議なしの声多数 ——

議 長

異議なしの声多数であるため採決する旨を宣し、本案件について異議ないか諮つたところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議 長

異議ないものと認め、議案第5号農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見の決定については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議 長

以上をもって全議案審議終了の旨を宣した。

事務局

その他に入る旨を宣した。

一点目 次回の農業委員会総会は、2月12日（木）に役場2階会議室で行う。

二点目 全国農業新聞購読料に係る振替口座依頼書について

事務局長

以上をもって、閉会する旨を宣した。

閉 会 の 日 時  
令和8年1月15日 午後2時00分